

大 公 審 答 申 第 1 0 9 号
令 和 2 年 1 2 月 1 0 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 吉 田 祐 治

大分県立美術館及び大分県立総合文化センターに設置するカメラによる
来館者撮影及び個人情報の取得等について（答申）

令和2年10月21日付け芸文ス振第795号で諮問のありました標記のことについて審議した結果は下記のとおりであり、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）に照らし適当と認めます。

記

1 個人情報の利用目的について

本諮問案件における個人情報の利用目的は、大分県立美術館（以下「県立美術館」という。）及び大分県立総合文化センターを核とする芸術文化ゾーンの魅力向上に資するため、両施設の来館者の顔写真データを収集し、来館者属性（性別、年代）及び回遊経路等を明らかにすること、また、県立美術館に来館する車両のナンバープレート写真データを収集し、車両の登録地名データを得ることにより大まかな来館者の出発地の傾向を把握しようとするものであり、利用目的は明確である。

2 個人情報の収集内容、方法について

両施設に設置したカメラで来館者の顔写真を自動で撮影し、撮影当日の夜間にインターネット上のクラウドサービスを用いて分析することで、来館者属性等をデータ化・記録する。また、県立美術館の駐車場に設置したカメラでナンバープレートを撮影し、県立美術館に設置するパソコン内の専用アプリケーションにより車両の登録地名をデータ化・記録する。収集に当たっては、館内掲示を行うことで来館者へ周知することとしており、個人情報の収集方法は適正である。

3 安全確保措置について

顔写真データについては、AI分析までの間、個人情報（顔写真の画像データ及び特徴量データ）を保有するが、個人情報の漏えい等の防止のため、管理運営面、技術面の措置が適切に取られている。また、AI分析後、顔写真データは速やかに

自動消去される。

また、ナンバープレート写真データについては、外部通信を行わない専用パソコンにより処理され、分析後に削除される。

併せて、カメラ運用に際して、受託事業者の I S O 基準等の要件の設定や受託契約における機密保持及び個人情報保護に関する特記事項の設定などが図られている。

以上のことから、個人情報の漏えい等の防止に係る安全確保措置が講じられることとなっている。

4 その他個人情報の取扱いで留意すべき事項

- (1) 事業開始までに個人情報取扱事務登録簿を作成する必要がある。
- (2) 利用者への周知について、館内掲示に加え、ホームページや情報誌の活用等広範に実施する必要がある。
- (3) システムを管理する担当県職員が異動してもセキュリティが十分確保できるようマニュアルの整備が必要である。